# 第12節　動力ポンプ設備

## 第１　用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第１）の例による。

## 第２　水源

水源は、令第20条第４項第１号及び第３号の規定によるほか、次による。

令第20条第４項第１号

(1)　動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から一の水源までの水平距離が、当該動力消防ポンプの規格放水量が0.5立方メートル毎分以上のものにあつては100メートル以下、0.4立方メートル毎分以上0.5立方メートル毎分未満のものにあつては40メートル以下、0.4立方メートル毎分未満のものにあつては25メートル以下となるように設けること。

令第20条第４項第３号

(3)　水源は、その水量が当該動力消防ポンプを使用した場合に規格放水量で20分間放水することができる量（その量が20立方メートル以上となることとなる場合にあつては、20立方メートル）以上の量となるように設けること。

### １　種類

屋内消火栓設備の基準（第３．１）を準用する。

### ２　水量

屋内消火栓設備の基準（第３．２）を準用するほか、次による。

(1)　水源を地盤面下に設けるものにあっては、当該地盤面から4.5メートル以内の貯水面までの部分の水量を有効水量とする。

(2)　他の消火設備、消防用水又は一般設備の水源との兼用は、次のア又はイに該当するものに限るものとする。

ア　吸水位置が固定していること（ストレーナー付消防用吸管により吸水するものではないこと）

イ　水源が、自然水利その他十分な水量を有するものであること

### ３　水槽等の材質

屋内消火栓設備の基準（第３．３）を準用する。

## 第３　常置場所

動力消防ポンプの常置場所は、令第20条第４項第４号の規定によるほか、次による。

(1)　雨水等の影響を受けるおそれのないこと

(2)　容易に搬送及び使用ができるよう障害となる物件又は工作物等がないこと

令第20条第４項第４号

(4)　動力消防ポンプは、消防ポンプ自動車又は自動車によつて牽(けん)引されるものにあつては水源からの歩行距離が1,000メートル以内の場所に、その他のものにあつては水源の直近の場所に常置すること。

第４　放水用器具

１　消防用吸管等

消防用吸管又は吸水管は、１の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとする。

２　ホース及び筒先

(1)　ホース

ホースは、設置する動力消防ポンプの放水口ごとに、令第20条第４項第２の規定によりその有効範囲となる部分に、有効に注水できる長さ（本数）のものを設けること

令第20条第４項第２号

(2)　動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が当該動力消防ポンプの規格放水量が0.5立方メートル毎分以上のものにあつては100メートル、0.4立方メートル毎分以上0.5立方メートル毎分未満のものにあつては40メートル、0.4立方メートル毎分未満のものにあつては25メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

(2)　筒先

屋外消火栓設備の基準（第７．２）を準用すること

第５　標識

動力消防ポンプ設備には、その直近の見易い箇所に、次の表示を行うものとする。

(1)　動力消防ポンプを常置する場所にあっては、「動力消防ポンプ設置場所」

(2)　水源にあっては、「動力消防ポンプ用水源」

第６　特例基準

動力消防ポンプ設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

１　屋内消火栓設備の基準（第12．１．(1)から(5)まで及び第12．７）に適合するもの

２　仮設建築物のうち、屋内消火栓設備の基準（第12．２．(1)から(4)まで）に適合するもの

３　ガス充塡所の製造施設のうち、屋内消火栓設備の基準（第12．13又は14）に適合するもの